

西脇市週休2日制度を活用する工事に係る事務取扱ガイドライン

1 目的

建設業界では若手や女性技術者を中心とする将来の担い手確保が重要な課題となっており、工事現場における労働環境の改善が求められている。より多くの建設会社が必要性を認識し、休日を拡大する雰囲気醸成していくことが重要となる。本制度を導入することで、働き方改革の推進を目指す。

2 週休2日制度対象工事

土木工事及び上下水道工事

3 週休2日制度（交替制）対象工事

市が発注する工事のうち、「週休2日制度」による実施が困難な次の工事を対象とする。

- (1) 緊急性が高く、休日（土日、祝日）に作業が必要となる道路や河川等の維持管理工事など
- (2) 昼夜を問わず24時間体制で作業が必要となる工事
- (3) 現場条件や供用までの工事に制約があるなど、現場閉所が困難と認められる工事（渇水期にしか施工できない工事等）

4 対象外工事

- (1) 点検・清掃・除草等の作業、災害に伴う緊急工事及び応急工事
- (2) 施設・設備系工事（電気機械設備工事など）
- (3) 総価契約単価取決方式による工事
- (4) 現場作業が1週間に満たない工事
- (5) 災害復旧工事や終日通行規制工事（早期復旧、早期開通を必要とする工事）
- (6) 現場条件や供用までの工事に制約があるなど、現場閉所が困難と認められる工事（渇水期にしか施工できない工事等）で週休2日制度（交替制）の実施が困難な工事
- (7) (1)から(6)までに掲げるもののほか、発注者が週休2日工事に適さないと判断した工事

5 実施方法

- (1) 入札段階で週休2日制度の対象であることを明記する。
- (2) 受注者は契約後、現場稼働中の工事の全ての土曜・日曜を現場

閉所する。

- (3) 受注者は週休2日を反映した施工計画書を提出する。ただし、現場の特性により現場閉所が困難な場合は、可能な範囲で現場閉所を考慮した施工計画書を提出する。
- (4) 発注者は適切な工期設定を行うとともに、受注者の工程管理に支障をきたさないように、ワンデーレスポンスに努める。
- (5) 受注者は下請け企業に対し、週休2日の取組に当たり、必要な事項について協力を求める。